

## 産業保健への支援の在り方に関する検討会開催要綱

### 1 趣旨

職場における産業保健活動を支援するため、都道府県産業保健推進センター（以下「推進センター」という。）において、産業医等の産業保健関係者を対象に相談、研修等が実施されている。しかし、国による事務・事業の見直しにより、推進センターの統廃合等による運営の効率化が求められており、サービスの低下が懸念されている。

一方、国は職場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルス対策支援センター（以下「メンタルセンター」という。）を設けて相談等を行っており（委託事業）、職場におけるメンタルヘルス問題が大きな課題となる中で相談のニーズは増大している。

こうした産業保健を巡る最近の環境の変化に対応し、今後の支援を効果的・効率的に実施するため、今後の推進センター及びメンタルセンターによる支援の在り方について検討する。

### 2 検討項目

- (1) 推進センター及びメンタルセンターによる効果的・効率的な産業保健への支援の在り方
- (2) その他

### 3 構成

- (1) 本検討会は、学識経験者、検討項目に係る関係者をもって構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じて、追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

### 4 その他

- (1) 検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密情報を取り扱うなどの場合においては非公開とすることができる。
- (2) 検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。